

## 在宅での就労移行支援について

社会福祉法人岩手県手をつなぐ育成会 さわら園  
園長 石川明博

## Ⅰ 法人の基本理念・方針

### 1 基本理念

手をつなぐ育成会は、福祉的支援を必要とする障がいのある人のたちの多様なニーズを受けとめ、利用者がそれぞれに地域社会のなかで、自立と社会参加ができるようなサービスを提供し、生活者としての幸せ感をもてるような支援をします。

# I 法人の基本理念・方針

## 2 基本方針

- (1) 個人の尊厳と人権を尊重します。
- (2) 利用者一人ひとりの希望（ニーズ）に基づき、地域における自立生活を支援します。
- (3) 利用者の安全を第一に意欲的に取り組める生産活動や自立訓練等の福祉サービスを提供します。
- (4) 職員は研修に励み、利用者が生き生きと働ける職場環境づくりと質の良いサービスを提供します。
- (5) 情報公開をすすめ、地域に開かれた事業経営を目指すとともに地域福祉の発展に努めます。

# II 法人の事業概要・沿革

## 1 法人沿革

- H10.09 社会福祉法人として県の認可を受ける。
- H11.04 あすなる園通所授産施設開設（定員30名）
- H14.05 グループホームひのき館開設（定員4名）
- H16.04 あすなる園定員を30名から34名に増員
- H15.04 あすなる園支援費制度の施設として開始
- H18.04 あすなる園飯岡事業所開設（定員19名）
- H18.10 障害者自立支援法新体系にグループホームが移行。障害福祉サービス事業所ひのき館開始
- H19.04 上記新体系にあすなる園が移行（定員34名）
- H20.04 あすなる園本場で自立訓練開始（定員6名）

## II 法人の事業概要・沿革

### 1 法人沿革

- H22.10 あすなろ園羽場事業所で就労移行支援事業開始する。(定員6名)
- H22.11 あすなろ園飯岡事業所に菓子製造室増設
- H23.01 上記事業所でベルギークッキー「ニックナック」の製造販売を開始する。
- H23.01 あすなろ園羽場事業所に野菜乾燥機設置
- H23.12 盛岡市北地区施設建設に係る土地借用決定
- H24.03 さわら園施設整備国庫補助内示
- H25.04 さわら園開設
- H26.01 グループホームなでしこ開設(定員4名)
- H28.10 複合施設手をつなぐ安心生活支援センター

## II 法人の事業概要・沿革

### 2 事業概要(平成28年4月1日現在)

<あすなろ園 盛岡南地区グループ>

- あすなろ園事業所(平成11年4月 国庫補助創設)
  - ・就労継続支援B型事業(定員47名、現員47名)
- あすなろ園飯岡事業所(平成18年4月開設)
  - ・就労継続支援B型事業(定員22名、現員22名)
  - ・生活介護事業(定員8名、現員7名)
- あすなろ園羽場事業所(平成20年4月開設)
  - ・就労継続支援A型事業(定員10名、現員10名)
  - ・就労移行支援事業(定員10名、現員7名)

あすなる園本場 外観・園内



あすなる園飯岡事業所 外観・店内



## あすなる園羽場事業所 外観・産直店舗内



## あすなる園あすなる屋羽場店の日課②

就労移行支援事業

### (1) 日課

- ・ 09:00～10:00 生活訓練
- ・ 10:00～13:00 実習・訓練
- ・ 13:00～13:45 昼食・休憩
- ・ 13:45～15:00 生産活動



### (2) 訓練内容（一般就労に向けた知識・能力向上の為の支援）

- ①店内実習：「食品加工・調理コース」→あすなる亭にて実習  
「小売業・流通コース」→産直・店舗にて実習

- ②講義活動：販売士検定に必要なカリキュラムの中からポイントを絞り、専門的な職業技術と知識の向上を目的に会計事務所やビジネス系専門学校から外部講師を招き講義を受ける。

### (3) 生産活動

生産性を意識して集中的に作業出来る能力やグループでの協調性、及びコミュニケーション能力を高めるべく作業に取り組んでいる。

## II 法人の事業概要・沿革

<さわら園 盛岡北地区グループ>

○さわら園（平成25年4月 国庫補助創設）

- ・生活介護事業（定員20名、現員19名）
- ・就労継続支援B型事業（定員20名、現員20名）

<居住支援グループ>

○ひのき館（平成14年5月開設）

- ・共同生活援助事業（定員4名、現員4名）

○なでしこ（平成26年1月開設）

- ・共同生活援助事業（定員5名、現員5名）

### さわら園事業所 外観・喫茶店舗



## II 法人の事業概要・沿革

### <相談支援>

- さわら園地域生活支援センター「スキップ」
  - ・特定相談支援事業（平成27年8月開設）
  - ・障害児相談支援事業（平成27年8月開設）

### <地域生活支援事業：日中一時支援事業>

- あすなろ園地域生活支援センター「ヤッホー」（平成18年10月）
  - \*あすなろ園（本場）内に事務局設置。あすなろ園グループを統括
- さわら園地域生活支援センター「ヤッホー」（平成25年4月）
  - \*さわら園内に事務局設置。さわら園付帯事業として実施

## III 法人の事業概要・沿革

### <手をつなぐ安心生活支援センター 複合施設>

- 手をつなぐ生活ホーム(二階)
  - ・共同生活援助事業 定員6名 H28.10.1開設
  - ・短期入所事業(単独) 定員3名 H29. 4.1開設
- 手をつなぐ就職支援センター(一階)複合へ移転
  - ・就労移行支援事業 定員14名 H28.10.1開設
  - ・自立訓練事業 定員6名 H28.10.1開設
- 手をつなぐ相談支援センター(一階)複合へ移転
  - ・特定相談支援事業 H28.10.1開設
  - ・障害児相談支援事業 H28.10.1開設

### Ⅲ 在宅就労支援とは ①

#### ○根拠となる法律(福祉サイド)

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(H19.4.2 厚生労働省障害福祉課長通知)

\*H25年度までは、在宅就労支援が認められていた事業は、就労継続支援事業のみで、就労移行支援事業においては認められていなかった。

#### ○内容と上記支援の考え方の整理

上記通知 第5項 「指定障害福祉サービス事業所等とは、別の場  
所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について」

#### (1)企業内等で行われる企業実習等への支援(施設外支援)

- ①施設外支援(職員同行 否)
- ②障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用
- ③施設外支援(職員同行 否 限度180日)の特例
- ④施設外支援の留意事項

### Ⅲ 在宅就労支援とは ②

#### (2)利用者と職員がユニットを組み、企業からの請け負った作業を当該企業内で行う支援(施設外就労 職員同行要)

- ①施設外就労(企業内就労)

#### (3)在宅において利用する場合の支援について

就労継続支援A型又はB型において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者(以下「在宅利用者」という。)が、次の①から⑦までの要件のいずれも満たす場合に限り、算定する。

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等メニューが確保されていること。



### Ⅲ 在宅就労支援とは ③

- ② ①の対象となる支援に対し、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等その他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること→緊急時の連絡網整備
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上での疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を一週間につき1回は行うこと。→訪問日誌
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。→「達成度評価表」

### Ⅳ 就労移行での在宅支援①

- 1 平成27年4月より在宅での就労移行支援事業所での利用可能
- 2 制度の目的  
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- 3 対象者  
一般就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者が対象

## IV 就労移行での在宅支援①

### 4 具体的とりくみ内容

- ①得意と苦手の確認
- ②移動可能な範囲や環境を逆算して企業を検討
- ③求められている実感が継続的に得られるように支援

### 5 管理体制

- ①週1回の担当職員の訪問(生活状況や気持ちの変化、疑問解消、評価)
- ②月1回のサービス管理責任者との面談
- ③疑問点の即時対応(業務用携帯への連絡)

## V 実際の在宅支援の事例 全体

### 1 対象者

- 性別  
男性
- 年齢  
28歳(当時)
- 診断名  
アスペルガー(手帳は未取得)
- 生活状況
  - ・家族4人(父、母、兄、本人)で生活
  - ・自宅は自営業
  - ・10年以上ひきこもり
  - ・中学の途中から不登校
  - ・家族から日中活動について相談支援専門員に相談
  - ・いくつか事業所も見学したが本人の動機につながらない
  - ・仕事をして収入を得たいが外出できない困り感

## V 実際の在宅支援の事例 全体

### 2 支援活動内容

#### ①生産活動

- ・リサイクルスーツのネーム取り業務
- ・リサイクルスーツの在庫チェック業務（パソコン業務）
- ・名簿作成業務並びに宛名シール貼り及び郵便発送作業
- ・その他事務系の仕事に関する業務

#### ②訓練内容

- ・障害特性の理解
- ・就労上の生活リズムの確立
- ・通勤訓練
- ・多様な働き方や職業・職種の理解

## V 実際の在宅支援の事例 全体

### 3 具体的な取り組み内容

- ①自宅で棚卸データのチェック
- ②毎日の作業開始と終了の報告（メールか電話）
- ③平均2時間から4時間程度の作業量
- ④終了時に作業日報を作成し作業報告（メール）
- ⑤月一回の事業所への来所

### 4 管理体制

- ①週1回の担当職員の訪問（生活状況や気持ちの変化、疑問解消、評価）
- ②月1回のサービス管理責任者との面談
- ③疑問点の即時対応（業務用携帯への連絡）

## V 実際の在宅支援の事例 全体

### 5 支援の流れ

#### ①利用開始時

- ・当初は失敗することに対して不安感(細かすぎる作業での問い合わせ)
- ・評価によって積極的に作業に取り組む様子があり
- ・工賃に対しては「もらえるだけでもありがたい」

#### ②利用開始後3ヶ月

- ・作業内容、スタッフにも慣れ作業で特別な不安感はなくなる
- ・毎日コンスタントにスケジュール調整を自身で行うようになる
- ・工賃に対して「もっともらえるようになりたい」

#### ③利用開始後6ヵ月

- ・新たな作業提案も「教えてもらえれば大丈夫です」と自信を持てる様子
- ・仕事の期限を設けてもクリアできるよう自主的にスケジュールを調整
- ・工賃に対して「こんだけやっても、収入が少ない」

#### ④支援でポイントとしたこと

- ・自己肯定感が薄いためスモールステップでのエンパワメント
- ・仕事上での評価を職員間で共有(求められている実感)

## 実際の在宅支援の事例 全体

### 6 利用者の気持ちの動き

#### ①ご本人の変化

- 「もっとお金が欲しい。」
- 「自分にできることがあるのか、考えただけでも不安です。」
- 自分の欲求と現実との間でイライラ→医療機関と連携

#### ②ご家族の変化

- 「T(ご本人さんの名前)もやれば仕事も出来るんだと思いました」
- 「正直自営業でこれから先も息子を食べさせていくのは大変」
- 「できれば家族を(自立して)助けてもらいたい」

#### ③支援の再検討(モニタリング)

- 関係者でご本人さんの見立てを細かく協議
- 自信の回復によって仕事への意欲が向上していることを共有
- 関係者が介入して家族から本人へ不安を直接伝える
- より高い収入が欲しいというニーズに対して、1つの方法として就労移行支援の方法を情報提供

#### ④結果

- ご本人さんが就労移行支援の在宅支援を利用することを決断
- 「不安もあるけど、やらないと。よろしくお願いします。」

## V 実際の在宅支援の事例 経過①

### ○利用開始

- ・得意なことを整理
- ・移動が可能な範囲を再度確認
- ・働けそうな環境を検討

### ○利用開始後3カ月

- ・ハローワークへの同行(在宅で出来る仕事を探しに行く)
- ・クラウドソーシングなどを利用した仕事も検討

### ○利用開始後6カ月

- ・自宅から徒歩で行ける居酒屋の日中の仕込み作業を情報提供
- ・見学を実施
- ・スモールステップで体験実習を行う

## V 実際の在宅支援の事例 経過②

### ○検討した具体的な就労

- ・クラウドソーシングなどを利用した仕事
- ・在宅で会社と契約をして行う仕事
- ・自宅から移動可能な範囲内で強みを生かして働く仕事→選択

### ○その他

- ・自分にも出来ているという安心感が持てる仕事
- ・予想の出来ないコミュニケーションが少ない仕事
- ・短い時間から手ごたえをつかみたい

## V 実際の在宅支援の事例 経過③

### ○体験実習

- ・午後1時から午後5時までの勤務(週2回～3回程度)
- ・ランチの食器洗浄、宴会のセッティング
- ・報告相談以外の予想できないコミュニケーションが少ない
- ・企業側のスタッフに変化もない

### ○採用決定

- ・企業側より「本人が良ければ採用したい」
- ・ご本人、家族でパートから始めることで確認
- ・企業側「とても役に立ってもらっている」
- ・ご本人「とりあえず前に進めそう」

## 在宅就労支援企業へ就職決定

- 1 会社名 株式会社〇〇
- 2 屋号名 居酒屋〇〇
- 3 業種等 飲食業
- 4 労働条件
  - ①職種：食堂・居酒屋ホールセッティング係り
  - ②労働時間：13:00～17:00 4時間労働
  - ③労働日数：週2回からスタート 週10時間から
  - ④仕事内容：宴会、食器洗浄・後片づけ
  - ⑤賃金手当：700円

## V 実際の在宅支援の事例 採用後

### ○ご本人さんの現状

- ・無遅刻無欠勤
- ・今後勤務時間を増やしていくことを検討中
- ・「またもっと収入が欲しくなってきました。(笑顔)」
- ・「昔みたいにただ一人で考えなくなった」

### ○企業

- ・頼りにしているなので、時間を増やせないか一緒に考えていきたい

### ○家族の現状

- ・少しずつ長く働けるようになってもらいたい
- ・「自立できるかもしれない」

## 成果

- ・自宅から出ることが出来ない方のステップアップ
- ・意欲の向上
- ・多方面からの総合的な就職支援
- ・就労後のフォローアップ

## 課題

- ・管理体制の確保
- ・職員のスキル
- ・市区町村、相談、医療機関との連携関係  
→今回のケースは地域課題を共有する事が出来た
- ・自宅から出られない方に対する就労支援の強化  
→ITにこだわらない事業所の得意分野を生かした支援
- ・対象者について